

## 静岡県告示第88号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

平成29年2月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

### 2 指定区域

静岡県島田市阪本字宮上2672番2、2674番1、2674番3、2674番4、2674番5、2674番6、2677番1、2677番4、2678番1、2678番2、2678番7、2679番1、2679番3、2818番3、2818番13、2818番14、2818番18、2818番20、2818番21、2818番22、2818番27、2818番28、2818番35、2818番38、2818番39、2818番44、2818番50、2818番51、2818番54、2818番55、2821番1、2821番2、2821番3、2821番4、2821番5、3898番2の各一部及び2672番3、2672番4、2674番2、2674番7、2674番8、2674番9、2675番、2676番、2818番1、2818番4、2818番5、2818番6、2818番7、2818番8、2818番10、2818番19、2818番25、2818番30、2818番31、2818番32、2818番33、2818番34、2818番42、2818番43、2818番48 以上61筆